



三重県公報

令和5年8月22日 (火)

第 441 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
51	災害救助法施行細則の一部を改正する規則	(地域防災推進課)	2
52	三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則	(雇用対策課)	3
告 示			
523	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	9
524	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	10
525	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	10
526	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	11
527	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	11
528	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	11
529	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	12
530	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	12
531	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(同)	13
532	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	13
533	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	13
534	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	14
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(河川課)	14

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年八月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十一号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和四十年三重県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表一（第二条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">救助の程度、方法及び期間</p> <p>救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。ただし、この基準によることが困難な特別の事情がある場合は、特別基準を設定することができるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">一〜五（略）</p> <p>六 被災した住宅の応急修理</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。</p> <p style="padding-left: 40px;">(ロ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(ハ) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。</p>	<p>別表一（第二条関係）</p> <p style="padding-left: 20px;">救助の程度、方法及び期間</p> <p>救助の程度、方法及び期間は、救助の種類ごとに、次に定める基準によるものとする。ただし、この基準によることが困難な特別の事情がある場合は、特別基準を設定することができるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">一〜五（略）</p> <p>六 被災した住宅の応急修理</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">(イ) (ロ)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円</p>

<p>(ロ) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。</p> <p>a bに掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円</p> <p>b 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円</p> <p>(ハ) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生日から三箇月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六箇月以内）に完了すること。</p> <p>七十三 (略)</p>	<p>(ロ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円</p> <p>ハ 住宅の応急修理は、災害発生日から三箇月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六箇月以内）に完了すること。</p> <p>七十三 (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年八月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五十二号

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 三重県立職業能力開発施設条例施行規則（昭和三十五年三重県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間
三重県立津高等技術学校	普通課程	ICTエンジニア科	2年	三重県立津高等技術学校	普通課程	メタルクラフト科	2年
		産業技術科	1年			自動車技術科	2年
		自動車技術科	2年			電子制御情報科	2年
		機械制御システム	2年				

						科	
		(略)	(略)			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
備考 (略)				備考 (略)			

別表第2(第3条関係)

別表第 2 (第 3 条関係)

訓練課程	訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練時間(時間)	設備		訓練生の数
					種別	名称	
普通課程	ICTエンジニア科	コンピュータによる情報処理システムの運用におけるオペレーション、情報セキュリティ、ネットワーク等の基礎的な技能及びこれに関する知識 コンピュータ等の操作、プログラム、データの収集、編集及び保管等における技能及びこれに関する知識	1 系基礎 (1) 学科 イ 情報工学概論 ロ ソフトウェア概論 ハ ハードウェア概論 ニ プログラミング言語 ホ オペレーティングシステム ヘ 情報数学 ト 情報セキュリティ概論 チ ネットワーク概論 リ 安全衛生 (2) 実技 イ 情報処理システム操作基本実習 ロ プログラミング実習 ハ データ処理基本実習 ニ 安全衛生作業法	総時間 2,800 280 240	建物その他の工作物機械その他	教室 実習場 空気調和装置 ネットワーク装置 サーバ設置装置 情報処理用器具類 ネットワーク実習機器器具類及び用具類 計測器類 教材類 ソフトウェア類	10
			2 専攻 (1) 学科 イ 情報工学 ロ ソフトウェア工学 ハ 情報システムセキュリティ論 (2) 実技 イ 情報処理システム実習 ロ コンピュータ運用管理実習	100 300			
	産業技術科	機械加工、電気機器、金属加工における基礎的な技能及びこれに関する知識	1 基礎 (1) 学科 イ 生産工学概論 ロ 機械工学概論 ハ 電気工学概論 ニ 材料 ホ 製図	総時間 1,400 250	建物その他の工作物機械その他	教室 実習場 空気調和装置 工作用機械類 メカトロニクス機器 工作用機械類 制御用機械類 電気機	30

		へ 測定法 ト 機械工作法 チ 材料力学 リ 溶接法及び試験検査法 ス 塑性加工法 ル 安全衛生 (2) 実技 イ コンピュータ操作基本実習 ロ 測定及び機械工作基本実習 ハ 機械製図基本実習 ニ 溶接基本実習 ホ 塑性加工基本実習 ヘ 電気工事実習 ト シーケンス制御実習 チ 安全衛生作業法	590		器用機 械類 コンピ ュータ 制御シ ステム 開発用 機械類 プレス 用機 械類 切断用 機械類 板金用 機械類 情報処 理用機 器類 器工 具類 計測器 類 製図器 及び製 図用具 類 教材類	
自動車 技術科	自動車の整備及び検査における基礎的な技能及びこれに関する知識 自動車の整備及び検査における技能及びこれに関する知識	1 系基礎 (1) 学科 イ 生産工学概論 ロ 電気及び電子理論 ハ 材料 ニ 自動車の構造及び性能 ホ 自動車の力学 ヘ 製図 ト 燃料及び潤滑油 チ 安全衛生 リ 関係法規 (2) 実技 イ 測定基本実習 ロ 工作基本実習 ハ 安全衛生作業法 2 専攻 (1) 学科 イ 機器の構造及び取扱法 ロ 自動車整備法 ハ 検査法 (2) 実技 イ 自動車整備実習 ロ 検査実習 ハ 故障原因探求実習	総時間 2,800 400 80 230 1,140	建物 その他 の 工作物 機械 その他	教室 実習場 自動車 整備用 機械類 器工 具類 計測器 類 製図器 及び製 図用具 類 教材類	20

備考

1 訓練科（この表の訓練科欄に定める訓練科をいう。以下同じ。）ごとの教科について最低限必要とする科目は、この表の教科の欄に定める学科及び実技の科目とする。

- 2 1に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加することができる。
- 3 通信制訓練（通信の方法により教材等を配付し、添削指導及び面接指導を行うものをいう。以下同じ。）以外の訓練の訓練科ごとに最低限必要とする総時間及び教科ごとに最低限必要とする訓練時間は、この表の訓練時間の欄に定めるとおりとする。
- 4 通信制訓練の面接指導のために最低限必要とする訓練時間は、この表の訓練時間の欄に定める系基礎学科及び専攻学科の訓練時間の20パーセントに相当する時間とする。
- 5 訓練科ごとに最低限必要とする設備は、この表の設備の欄に定めるとおりとする。
- 6 5に定めるもののほか、技術学校の設備の細目は、厚生労働大臣が定めるものを標準とする。

第11条 三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																				
<p>(申請手続)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、産業技術専攻科の訓練を受けるため技術学校に入校しようとする場合に提出する書類は、校長が別に定める。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>訓練課程</th> <th>訓練科</th> <th>訓練期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">三重県立津高等技術学校</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">普通課程</td> <td style="text-align: center;">ICTエンジニア科</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産業技術科</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産業技術専攻科</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車技術科</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	三重県立津高等技術学校	普通課程	ICTエンジニア科	2年	産業技術科	1年	産業技術専攻科	1年	自動車技術科	2年	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(申請手続)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>訓練課程</th> <th>訓練科</th> <th>訓練期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">三重県立津高等技術学校</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">普通課程</td> <td style="text-align: center;">ICTエンジニア科</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">産業技術科</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">自動車技術科</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (略)</p>	学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間	三重県立津高等技術学校	普通課程	ICTエンジニア科	2年	産業技術科	1年	自動車技術科	2年	(略)	(略)	(略)	(略)
学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間																																		
三重県立津高等技術学校	普通課程	ICTエンジニア科	2年																																		
		産業技術科	1年																																		
		産業技術専攻科	1年																																		
		自動車技術科	2年																																		
		(略)	(略)																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																		
学校名	訓練課程	訓練科	訓練期間																																		
三重県立津高等技術学校	普通課程	ICTエンジニア科	2年																																		
		産業技術科	1年																																		
		自動車技術科	2年																																		
		(略)	(略)																																		
		(略)	(略)																																		

別表第1を次のように改定する。

別表第2(第3条関係)

訓練課程	訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練時間(時間)	設備		訓練生の数
					種別	名称	
普通課程	ICTエンジニア科	コンピュータによる情報処理システムの運用におけるオペレーション、情報セキュリティ、ネットワーク等の基礎的な技能及びこれに関する知識	1 系基礎 (1) 学科 イ 情報工学概論 ロ ソフトウェア概論 ハ ハードウェア概論 ニ プログラミング言語 ホ オペレーティングシステム ヘ 情報数学 ト 情報セキュリティ概論 チ ネットワーク概論 リ 安全衛生 (2) 実技	総時間 2,800	建物その他の工作物 機械 その他	教室 実習場 空気調和装置 ネットワーク装置 サーバ設置 表示装置 情報処理用器具類 ネットワーク実習機器器具類 及び用具類	10
280							
240							

		イ 情報処理システム操作基本実習 ロ プログラミング実習 ハ データ処理基本実習 ニ 安全衛生作業法 2 専攻 (1) 学科 イ 情報工学 ロ ソフトウェア工学 ハ 情報システムセキュリティ論 (2) 実技 イ 情報処理システム実習 ロ コンピュータ運用管理実習	100 300		計測器類 教材類 ソフトウェア類	
産業技術科	機械加工、電気機器、金属加工における基礎的な技能及びこれに関する知識	1 基礎 (1) 学科 イ 生産工学概論 ロ 機械工学概論 ハ 電気工学概論 ニ 材料 ホ 製図 ヘ 測定法 ト 機械工作法 チ 材料力学 リ 溶接法及び試験検査法 ヌ 塑性加工法 ル 安全衛生 (2) 実技 イ コンピュータ操作基本実習 ロ 測定及び機械工作基本実習 ハ 機械製図基本実習 ニ 溶接基本実習 ホ 塑性加工基本実習 ヘ 電気工事实習 ト シーケンス制御実習 チ 安全衛生作業法	総時間 1,400 250 590	建物その他の工作物 機械 その他	教室実習場 空気調和装置 工作用機械類 メカトロニクス機器 工作用機械類 制御用機械類 電気機器用機械類 コンピュータ制御システム 開発用機械類 プレス用機械類 切断用機械類 板金用機械類 情報処理用機器類 器具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類	30
産業技術専攻科	汎用工作機械及びNC工作機械等による各種切削加工並びにメ	以下の3コースのいずれかとする。 1 専攻（機械制御コース） (1) 学科 イ 生産工学 ロ NC加工概論 ハ 制御工学	総時間 1,400 150	建物その他の工作物 機械 その他	教室実習場 空気調和装置 工作用機械類 メカトロニクス機器 工作用	30

	<p>カトロンクス機器の組立、操作及び保守における技能及びこれに関する知識</p> <p>電気機器の組立て及び修理並びに制御回路の設計・組立て及び保守における技能及びこれに関する知識</p> <p>プレス加工機、せん断用機械、曲げ機械及び自動化装置の操作及び調整並びに板金工作及び溶接加工における技能及びこれに関する知識</p>	<p>ニ 機械保全法</p> <p>(2) 実技</p> <p>イ コンピュータ操作実習</p> <p>ロ 機械工作及びNC加工実習</p> <p>ハ CAD/CAM実習</p> <p>ニ 制御機器組立実習</p> <p>ホ 機械保全実習</p> <p>2 専攻（ロボット制御コース）</p> <p>(1) 学科</p> <p>イ 電気・電子工学</p> <p>ロ 制御工学</p> <p>ハ 電気施工法</p> <p>(2) 実技</p> <p>イ 電気施工実習</p> <p>ロ 電気機器組立実習</p> <p>ハ 制御実習</p> <p>3 専攻（メタルワークコース）</p> <p>(1) 学科</p> <p>イ 塑性加工法</p> <p>ロ 展開図</p> <p>ハ 溶接及び試験検査法</p> <p>ニ NC精密成型加工法</p> <p>(2) 実技</p> <p>イ 板金プレス実習</p> <p>ロ 溶接及び試験検査実習</p> <p>ハ NC精密成型加工実習</p>	<p>690</p> <p>150</p> <p>690</p> <p>150</p> <p>690</p>	<p>機械類</p> <p>制御用</p> <p>機械類</p> <p>電気機器用機械類</p> <p>コンピュータ制御システム開発用</p> <p>機械類</p> <p>プレス用機械類</p> <p>切断用</p> <p>機械類</p> <p>板金用</p> <p>機械類</p> <p>情報処理用機器器具類</p> <p>計測器類</p> <p>製図器及び製図用具類</p> <p>教材類</p>	
自動車技術科	<p>自動車の整備及び検査における基礎的な技能及びこれに関する知識</p> <p>自動車の整備及び検査における技能</p>	<p>1 系基礎</p> <p>(1) 学科</p> <p>イ 生産工学概論</p> <p>ロ 電気及び電子理論</p> <p>ハ 材料</p> <p>ニ 自動車の構造及び性能</p> <p>ホ 自動車の力学</p> <p>へ 製図</p> <p>ト 燃料及び潤滑油</p> <p>チ 安全衛生</p> <p>リ 関係法規</p> <p>(2) 実技</p> <p>イ 測定基本実習</p> <p>ロ 工作基本実習</p> <p>ハ 安全衛生作業法</p> <p>2 専攻</p> <p>(1) 学科</p> <p>イ 機器の構造及び取扱法</p>	<p>総時間</p> <p>2,800</p> <p>400</p> <p>80</p> <p>230</p>	<p>建物その他の工作物機械その他</p> <p>教室</p> <p>実習場</p> <p>自動車整備用</p> <p>機械器具類</p> <p>計測器類</p> <p>製図器及び製図用具類</p> <p>教材類</p>	20

	及びこれに関する知識	ロ 自動車整備法 ハ 検査法 (2) 実技 イ 自動車整備実習 ロ 検査実習 ハ 故障原因探求実習	1,140			
--	------------	--	-------	--	--	--

備考

- 1 訓練科（この表の訓練科欄に定める訓練科をいう。以下同じ。）ごとの教科について最低限必要とする科目は、この表の教科の欄に定める学科及び実技の科目とする。
- 2 1に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加することができる。
- 3 通信制訓練（通信の方法により教材等を配付し、添削指導及び面接指導を行うものをいう。以下同じ。）以外の訓練の訓練科ごとに最低限必要とする総時間及び教科ごとに最低限必要とする訓練時間は、この表の訓練時間の欄に定めるとおりとする。
- 4 通信制訓練の面接指導のために最低限必要とする訓練時間は、この表の訓練時間の欄に定める系基礎学科及び専攻学科の訓練時間の20パーセントに相当する時間とする。
- 5 訓練科ごとに最低限必要とする設備は、この表の設備の欄に定めるとおりとする。
- 6 5に定めるもののほか、技術学校の設備の細目は、厚生労働大臣が定めるものを標準とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の別表に規定するメタルクラフト科、電子制御情報科及び機械制御システム科（以下この項において「メタルクラフト科等」という。）は、この規則による改正後の別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、この規則の施行の日にメタルクラフト科等に在籍する者が当該メタルクラフト科等に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

(準備行為)

- 3 第一条の規定による改正後の三重県立職業能力開発施設条例施行規則（以下この項において「第一条新規則」という。）別表第一に規定するICTエンジニア科及び産業技術科に入学しようとする者の第一条新規則第七条第一項に規定する書類の提出、第一条新規則第八条第一項の規定による入校の許可、同条第二項の規定による通知その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができるものとし、第二条の規定による改正後の三重県立職業能力開発施設条例施行規則（以下この項において「第二条新規則」という。）別表第一に規定する産業技術専攻科に入学しようとする者の第二条新規則第七条第一項又は第二項に規定する書類の提出、第二条新規則第八条第一項の規定による入校の許可、同条第二項の規定による通知その他の準備行為は、附則第一項ただし書に規定する規則の施行の日前においても行うことができるものとする。

告 示

三重県告示第 523 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 8 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック	津市高茶屋小森町向山 1717-4	令和 5 年 8 月 1 日
松本クリニック	鈴鹿市南若松町 245	令和 5 年 6 月 11 日
西城外科内科	鈴鹿市長太旭町四丁目 23 番 23 号	令和 5 年 7 月 1 日

ひまわりクリニック	三重郡菟野町大字菟野 2255-1 p c o c o m o n o 2F	令和5年8月1日
ひかりハート薬局	伊勢市岡本3丁目285-3	令和5年8月1日
ぺんぎん薬局	度会郡南伊勢町船越 2552-2	令和5年7月1日
たなかファミリークリニック	名張市つつじが丘北5番町30	令和5年7月1日
アザレアクリニック	津市丸ノ内17-8 東丸之内ビル2階	令和5年7月1日
V-d r u g 桑名ひだまり薬局	桑名市陽だまりの丘7-1604	令和5年7月1日
畿央川口薬局	名張市つつじが丘北3番町4-1	令和5年7月1日
訪問看護ステーションあやめ東員	員弁郡東員町大字大木 1306-2 木村邸事務所1-2F(東側)	令和5年7月1日
訪問看護ステーション サニー	鈴鹿市稲生四丁目4878番2	令和5年4月1日

三重県告示第524号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和5年8月22日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
鎌田薬局	松阪市鎌田町字中保 651-18 バレ ンタインB	令和5年6月30日
ニコニコ薬局 南伊勢店	度会郡南伊勢町船越 2552-2	令和5年6月30日
西城外科内科	鈴鹿市長太旭町4丁目23の23	令和5年6月30日
中島医院	松阪市獺師町高須 72-1	令和5年6月30日
ReBon Dental Clinic	四日市市諏訪町 13番8号アトレ諏 訪新道1階	令和5年6月8日
シモザト薬局 陽だまりの丘店	桑名市陽だまりの丘7-1604	令和5年6月30日
川口薬局	名張市つつじが丘北3-4-1	令和5年6月30日

三重県告示第525号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和5年8月22日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
田中 悟	たなか接骨院	三重県松阪市大黒田町 563-2	令和5年9月1日
中村 拓海	リハビリ+鍼灸マッサージ こころ四日市治療院	三重県四日市市三重1丁目2番地メ インセンター	令和5年7月1日
杉野 友香	リハビリ+鍼灸マッサージ こころ四日市治療院	三重県四日市市三重1丁目2番地 メインセンター	令和5年3月13日
竹内 菜桜	リハビリ+鍼灸マッサージ こころ四日市治療院	三重県四日市市三重1丁目2番地 メインセンター	令和5年4月1日
濱中 香凜	リハビリ+鍼灸マッサージ こころ四日市治療院	三重県四日市市三重1丁目2番地 メインセンター	令和5年4月1日
小田 好美	リハビリ+鍼灸マッサージ こころ四日市治療院	三重県四日市市三重1丁目2番地 メインセンター	令和4年4月1日
石野 江里	リハビリ+鍼灸マッサージ こころ四日市治療院	三重県四日市市三重1丁目2番地 メインセンター	令和4年4月1日
山口 まりな	リハビリ+鍼灸マッサージ こころ四日市治療院	三重県四日市市三重1丁目2番地 メインセンター	令和4年2月1日

三重県告示第 526 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 8 月 22 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
みえキッズ&ファミリーホームケアクリニック	津市高茶屋小森町向山 1717-4	令和 5 年 8 月 1 日
松本クリニック	鈴鹿市南若松町 245	令和 5 年 6 月 11 日
西城外科内科	鈴鹿市長太旭町四丁目 23 番 23 号	令和 5 年 7 月 1 日
ひまわりクリニック	三重郡菰野町大字菰野 2255-1 p c o c o m o n o 2F	令和 5 年 8 月 1 日
ひかりハート薬局	伊勢市岡本 3 丁目 285-3	令和 5 年 8 月 1 日
ぺんぎん薬局	度会郡南伊勢町船越 2552-2	令和 5 年 7 月 1 日
たなかファミリークリニック	名張市つつじが丘北 5 番町 30	令和 5 年 7 月 1 日
アザレアクリニック	津市丸ノ内 17-8 東丸之内ビル 2 階	令和 5 年 7 月 1 日
V - d r u g 桑名ひだまり薬局	桑名市陽だまりの丘 7-1604	令和 5 年 7 月 1 日
畿央川口薬局	名張市つつじが丘北 3 番町 4-1	令和 5 年 7 月 1 日
訪問看護ステーションあやめ東員	員弁郡東員町大字大木 1306-2 木村邸事務所 1-2F（東側）	令和 5 年 7 月 1 日
訪問看護ステーション サニー	鈴鹿市稲生四丁目 4878 番 2	令和 5 年 4 月 1 日

三重県告示第 527 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 8 月 22 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
鎌田薬局	松阪市鎌田町字中保 651-18 バレンタイン B	令和 5 年 6 月 30 日
ニコニコ薬局 南伊勢店	度会郡南伊勢町船越 2552-2	令和 5 年 6 月 30 日
西城外科内科	鈴鹿市長太旭町 4 丁目 23 の 23	令和 5 年 6 月 30 日
中島医院	松阪市獵師町高須 72-1	令和 5 年 6 月 30 日
ReBon Dental Clinic	四日市市諏訪町 13 番 8 号アトレ諏訪新道 1 階	令和 5 年 6 月 8 日
シモザト薬局 陽だまりの丘店	桑名市陽だまりの丘 7-1604	令和 5 年 6 月 30 日
川口薬局	名張市つつじが丘北 3-4-1	令和 5 年 6 月 30 日

三重県告示第 528 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 5 年 8 月 22 日

三重県知事 一見勝之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
--------	--------	-----	-------

田中 悟	たなか接骨院	三重県松阪市大黒田町 563-2	令和 5 年 9 月 1 日
中村 拓海	リハビリ+鍼灸マッサージ こころ四日市治療院	三重県四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	令和 5 年 7 月 1 日
杉野 友香	リハビリ+鍼灸マッサージ こころ四日市治療院	三重県四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	令和 5 年 3 月 13 日
竹内 菜桜	リハビリ+鍼灸マッサージ こころ四日市治療院	三重県四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	令和 5 年 4 月 1 日
濱中 香凛	リハビリ+鍼灸マッサージ こころ四日市治療院	三重県四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	令和 5 年 4 月 1 日
小田 好美	リハビリ+鍼灸マッサージ こころ四日市治療院	三重県四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	令和 4 年 4 月 1 日
石野 江里	リハビリ+鍼灸マッサージ こころ四日市治療院	三重県四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	令和 4 年 4 月 1 日
山口 まりな	リハビリ+鍼灸マッサージ こころ四日市治療院	三重県四日市市三重 1 丁目 2 番地 メインセンター	令和 4 年 2 月 1 日

三重県告示第 529 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 5 年 8 月 22 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
2450300518	株式会社 S k r a C r e a t i o n	三重県鈴鹿市南堀江 一丁目 18 番 3 号	児童発達支援リ ズムラビット	鈴鹿市中箕田 1 丁目 1-38	保育所等訪問 支援	令和 5 年 8 月 1 日

三重県告示第 530 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 8 月 22 日

三重県知事 一見勝之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
2410202333	合同会社須美	三重県四日市市小 古曾二丁目 22 番 3 号	訪問介護須美	四日市市小古 曾二丁目 22 番 3 号	居宅介護、重 度訪問介護	令和 5 年 8 月 1 日
2410202341	ユースタイルラボ ラトリー株式会社	東京都中野区中央 一丁目 35 番 6 号レ ッチフィールド中 野坂上ビル 6F	土屋訪問介護事 業所 三重	四日市市堀木 2-8-9 R a f a g a II 501	居宅介護、重 度訪問介護	令和 5 年 8 月 1 日
2410202366	株式会社 A I M	三重県四日市市新 正一丁目 4 番 16-2 号	訪問介護えいむ	四日市市南松 本町 2 番地 1	居宅介護	令和 5 年 8 月 1 日
2410202374	合同会社すいと びい	三重県四日市市野 田二丁目 5 番 21 号	訪問介護すいと びい	四日市市野田 二丁目 5-21	居宅介護	令和 5 年 8 月 1 日
2412900611	株式会社サン・ド リームナゴヤ	愛知県名古屋市中 山区竜泉寺一丁目 1303 番地	ヘルパーステー ション 元気	志摩市磯部町 穴川 1323 番地	居宅介護	令和 5 年 8 月 1 日
2410101253	N P O 法人ミスナ	三重県桑名市大字 播磨 1473 番地 1	フェリスエコム	桑名市大字芳 ヶ崎字大辻 1115 番地 1	短期入所	令和 5 年 8 月 1 日
2410202358	有限会社儀賀住建	三重県四日市市室 山町 227 番地 7	わおんグループ ホーム四日市	四日市市河原 田町 2115 番 3	短期入所	令和 5 年 8 月 1 日
2410301895	社会福祉法人ジェ イエイみえ会	三重県鈴鹿市岸岡 町 589-6	短期入所 さん さん	鈴鹿市岸岡町 589-6	短期入所	令和 5 年 8 月 1 日

2411300763	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	短期入所 名張東田原	名張市東田原2662	短期入所	令和5年8月1日
2410503334	アイダブエイチ株式会社	三重県四日市市赤堀二丁目3番2号	ONE GAME 津大門	津市大門 17-12	就労継続支援 B型	令和5年8月1日
2410503342	株式会社リハス	石川県金沢市広岡三丁目3番77号	リハスワーク津久居	津市久居持川町2258-1	就労継続支援 B型	令和5年8月1日
2420100949	NPO法人ミスナ	三重県桑名市大字播磨1473番地1	フェリスエコム	桑名市大字芳ヶ崎字大辻1115番地1	共同生活援助	令和5年8月1日
2421300589	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	ソーシャルインクルーホーム名張東田原	名張市東田原2662	共同生活援助	令和5年8月1日

三重県告示第531号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和5年8月22日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指定年月日
薬局	畿央川口薬局	名張市つつじが丘北3番町4-1		薬局	令和5年7月1日
薬局	V・drug 桑名ひだまり薬局	桑名市陽だまりの丘7-1604		薬局	令和5年7月1日

三重県告示第532号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和5年8月22日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
訪問看護	訪問看護リハビリステーション桜	鈴鹿市道伯町2150-15 2F A	鈴鹿市道伯町2147-23		訪問看護	令和5年6月18日

三重県告示第533号

農産物検査法（昭和26年法律第144号。以下「法」といいます。）第18条第3項において準用する法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第18条第3項において準用する法第17条第6項の規定により公示します。

令和5年8月22日

三重県知事 一見勝之

1 登録年月日及び登録番号

平成15年8月20日 第23号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
有限会社ライスヒガシオ	取締役 東尾 伊三男	三重県津市久居北口町2725番地の16

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（玄米）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
東尾 伊三男	玄米	K2414416
北村 敏男	玄米	K2420417

7 登録の更新日

令和5年8月9日

三重県告示第534号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により志摩市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和5年8月22日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
SUPER CENTER PLANT志摩店
志摩市磯部町穴川字土橋 1175-1 ほか 55 筆
- 2 志摩市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和5年8月22日から同年9月22日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年8月22日

三重県知事 一見勝之

- 1 特定役務の名称 令和5年度 国補治水ダム 第1-分0016号
二級河川鳥羽河内川 鳥羽河内ダム本体建設工事
- 2 担当部局 三重県志摩市阿児町鶴方 3098-9
三重県志摩建設事務所 総務・管理・建築室 総務課
- 3 落札者決定日 令和5年8月9日
- 4 落札者 三重県津市栄町1丁目864
前田・水谷・磯部特定建設工事共同企業体
前田建設工業株式会社三重営業所 所長 水野 裕史
- 5 落札金額 入札価格 7,784,480,000円
契約金額 8,562,928,000円
- 6 決定手続 一般競争入札（施工体制確認型総合評価方式）
- 7 入札公告日 令和5年6月16日

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
